

ワークライフバランス（仕事と家庭の調和）への取り組み

次世代育成支援対策推進法に基づき「第4回一般事業主行動計画」を福島労働局雇用均等室に届出を行い、行動計画を実施しています。

平成30年3月30日

(ホームページ公表日 30年4月10日)

福島信用金庫 行動計画（第4回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1 女性の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性の育児休業取得率を20%以上とする。

- <対策>・出産予定者(妻の場合も含む)に対して保健師と人事課が連携して情報提供、制度の説明、相談に対応。育児休業の促進を図る。
- ・男性も育児休業を取得しやすいように、所属長から取得促進を促す。
 - また、人事部は都度、制度の案内をし、取得予定や状況を確認する。

目標2 有給休暇の取得率アップを図る。

- <対策>・「働き方改革」の一環としても有給休暇を取得するよう、会議等で意識付けを行う。
- ・「ファミリーサポート休暇」、「誕生日休暇」についても、冊子やパンフレット等でPRし、利用促進を図る。

以上